様式第15（第４条関係）

ガ　ス　事　故　詳　報

年　　月　　日

殿

住　　所
氏　　名（名称及び代表者の氏名）
（供給地点及びその数）

ガス事業法第171条第１項の規定により次のとおりガス事故の報告をします。

件名		
事故発生の日時		
事故発生の場所	住所	
	建物区分	
事故発生の消費機器又はガス栓	消費機器の区分	
	製造又は輸入した者の名称	
	型式	
	製造年月	
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第６条の規定による表示	工事事業者の氏名又は名称及び連絡先	
	監督者の氏名	
	資格証の番号	
	施工内容及び施工年月日	
事故発生場所への供給ガス	最高使用圧力	
	ガスグループ	
事故の内容及び被害状況	人身被害	
	物損	
	概要	
周知及び調査の状況	法第159条第６項の帳簿を添付すること	
事故の原因	概要	
	燃焼器に関する事項	
	立ち消え安全装置の有無	
	不完全燃焼防止装置の有無	
	施工に関する事項	
	ガスの使用者に関する事項	
	ガス漏れ警報装置の有無	
	不完全燃焼警報器の有無	
復旧	事故に対する応急措置	
	復旧又はその見込みの日時	
事故の発生防止対策		

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（定期報告）

第二条　電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十九号。以下「経過措置政令」という。）第九条第三項の表第四号に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者以外の旧一般ガスみなしガス小売事業者（改正法附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者をいう。）は、各月の初日において改正法附則第二十二条第一項の義務を負う場合には、当該月の翌々月末日までに、附則様式の指定旧供給区域等小売供給約款の契約状況報告書を委員会に提出しなければならない。

２　経過措置政令第九条第三項の表第四号に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者は、各月の初日において改正法附則第二十二条第一項の義務を負う場合には、当該月の翌々月末日までに、附則様式の指定旧供給区域等小売供給約款の契約状況報告書を指定旧供給区域等（改正法附則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等をいう。）を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

附則様式（附則第２条関係）

年　　月　　日

指定旧供給区域等小売供給約款の契約状況報告書

殿

年　　月分　　みなしガス小売事業者名＿＿＿＿＿＿

（対象区域＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

１．新規契約及び解約件数

変更内容	件数			
	家庭用	商業用	工業用	その他
新規契約				
解約				